

議 会 運 営 委 員 会

令和 5 年 2 月 17 日 (金)

午前 10 時～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委 員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 河上局長、下間次長、松井庶務係長、中谷書記

議 題

1 令和 5 年 3 月浜田市議会定例会議について

(1) 新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第 13 弾】(案)について

資料 1-1

(2) 令和 5 年 3 月浜田市議会定例会議の付議事件及び付託案等について

資料 1-2、1-3

・ 請願文書表 (案)

資料 1-4

(3) 令和 5 年 3 月浜田市議会定例会議の会議予定について

資料 1-5

(4) 予算決算委員会の流れ及び発言通告書について

資料 1-6

(5) その他

2 令和 5 年 3 月浜田市議会定例会議 陳情付託先の確認について

資料 2

3 浜田市議会個人情報の保護に関する条例の制定について

資料 3-1～3-4

4 重要案件の意見交換会の案件見直しについて

資料 4

5 浜田市議会傍聴規則の見直しの検討について

資料 5

6 その他

(1) 3 月 17 日全員協議会での各種委員会等の開催状況報告について

資料 6

【対象】 ア 各市議会議長会(島根県市議会議長会、中国市議会議長会、
全国市議会議長会、全国市議会議長会特定第三種漁港協議会)

イ 浜田地区広域行政組合議会

ウ 浜田市都市計画審議会

エ 浜田市土地開発公社

(2) 令和 4 年 12 月浜田市議会定例会議議会傍聴者のアンケート結果について

資料 7

(3) その他

新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第 13 弾】（案）について

このたび、新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第 13 弾】（案）を取りまとめました。

支援策【第 13 弾】の総事業費は 3 億 44 万円。内訳は国・県全額負担事業が 1 事業で 821 万円、市独自事業が 5 事業で 2 億 9,223 万円。財源は、地方創生臨時交付金、国県補助、財政調整基金などを活用します。

今回の支援策【第 13 弾】によって、市独自支援策の総事業費は、第 1 弾～第 12 弾と合わせて、合計 58 億 5,701 万円（既存予算対応分を除く）となります。

一部事業を除き、3 月市議会定例会議に諮り、議決を得た上で、出来るものから順次、実施する予定です。

令和 5 年 2 月 17 日

浜田市長 久保田 章市

1 国・県全額負担事業（市実施分）

○事業費 821 万円（財源 国県補助）

No	事業内容等	事業費	担当課
1	新型コロナウイルスワクチン集団接種事業 オミクロン株対応ワクチン接種の実施に当たり、個別の医療機関での接種の補完として、令和4年11月から令和5年1月にかけて集団接種を実施する。 ※ 集団接種に係る費用 ・医療従事者（医師、看護師等）への謝金等 821 万円	821 万円 (9 月定例会議で議決を受け予算成立済)	新型コロナウイルスワクチン対策室

2 市の独自支援策

○事業費 2 億 9,223 万円（財源 地方創生臨時交付金・国県補助 2 億 4,257 万円、財政調整基金 4,946 万円、その他既存予算対応 20 万円）

区分	No	事業内容等	事業費	担当課
1 個人向け	1-1	生活困窮者年末年始食料品支援事業 新型コロナウイルス感染症拡大等により生活困窮に陥り、生活困窮者自立支援相談を利用した人や民生児童委員に生活困窮相談を行った人に対して、年末年始を安心して過ごしてもらえるよう、食料品を配付する。	20 万円 (既存予算で対応済)	地域福祉課

2 事業者向け	2-1	地域公共交通事業者支援事業 新型コロナウイルスの影響を受けた、広域バス路線を運行する乗合バス事業者に対し、運行経費の一部を支援する。 また、新型コロナウイルスの影響による利用者減少に加え、原油価格高騰の影響を受けた市内タクシー事業者に対し、価格高騰した燃料費相当額の 1/2 を補助。 ※ バス事業者への補助 県との協調補助〔市 16 万円〕 ※ タクシー事業者への補助 県 1/2 補助〔県 147 万円、市 147 万円〕	310 万円 (12 月定例会議で議決を受け予算成立済)	地域活動支援課
	2-2	肥料価格高騰緊急対策事業 肥料価格が高騰する中、低コスト型の農業経営への転換を促すため、化学肥料の低減に取り組む農業者に対して、国・県に上乗せして、価格高騰した肥料購入費の一部を補助。	948 万円 (3 月定例会議当初提案 ※令和 5 年度当初予算)	農林振興課
3 教育環境整備	3-1	小中学校保健衛生用品等購入 新型コロナウイルス感染症対策を継続するために必要な小中学校の保健衛生用品等を購入。 ※ 国 1/2 補助〔国 405 万円、市 405 万円〕	810 万円 (3 月定例会議当初提案 ※令和 4 年度補正予算)	学校教育課
4 その他	4-1	プレミアム付「はまだ応援チケット」第 3 弾発行 物価高騰及びコロナ禍の影響を受けた地域経済を回復させるため、全業種で利用可能なプレミアム付「はまだ応援チケット」第 3 弾を 103,000 冊発行。一冊 7,000 円分のチケットを 5,000 円で販売。 ※ 7,000 円分の内、4,000 円分が地元応援券（市内に主たる事業所等を有する事業者）、3,000 円分が共通券（市内全ての事業者） ※ 販売開始（予定） 令和 5 年 6 月中旬頃	2 億 7,135 万円 (今後補正予算対応)	商工労働課

令和 5 年 3 月 浜田市議会定例会議 付議事件

議案等 (28 件)

〔条例関係 7 件、財産の取得 1 件、計画の策定 1 件、補正予算 8 件、
当初予算 10 件、同意 1 件〕

- 議案第 2 号 浜田市ケーブルテレビ施設条例及び浜田市ケーブルテレビ施設分担金徴収条例を廃止する条例について
- 議案第 3 号 浜田市まちなか交流プラザ条例の制定について
- 議案第 4 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 財産の取得について（道の駅ゆうひパーク浜田）
- 議案第 10 号 小国辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 11 号 令和 4 年度浜田市一般会計補正予算（第 14 号）
- 議案第 12 号 令和 4 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 13 号 令和 4 年度浜田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 14 号 令和 4 年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 15 号 令和 4 年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 16 号 令和 4 年度浜田市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 17 号 令和 4 年度浜田市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 18 号 令和 4 年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 19 号 令和 5 年度浜田市一般会計予算
- 議案第 20 号 令和 5 年度浜田市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 21 号 令和 5 年度浜田市駐車場事業特別会計予算
- 議案第 22 号 令和 5 年度浜田市農業集落排水事業特別会計予算

- 議案第 23 号 令和 5 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 24 号 令和 5 年度浜田市生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第 25 号 令和 5 年度浜田市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 26 号 令和 5 年度浜田市水道事業会計予算
- 議案第 27 号 令和 5 年度浜田市工業用水道事業会計予算
- 議案第 28 号 令和 5 年度浜田市公共下水道事業会計予算
- 同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報告（4 件）

- 報告第 1 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 2 号 専決処分の報告について（浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う建築主体工事の変更契約）
- 報告第 3 号 専決処分の報告について（浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う電気設備工事の変更契約）
- 報告第 4 号 専決処分の報告について（浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う機械設備工事の変更契約）

令和5年3月浜田市議会定例会議 付託先一覧等（案）

【市長提出議案の付託件数内訳】

総務文教委員会 4件、福祉環境委員会 4件、産業建設委員会 2件、
 予算決算委員会 18件

市長提出議案等（議案28件）

議案等番号	件 名	付託先等
議 案 第 2 号	浜田市ケーブルテレビ施設条例及び浜田市ケーブルテレビ施設分担金徴収条例を廃止する条例について	総務文教委員会
議 案 第 3 号	浜田市まちなか交流プラザ条例の制定について	〃
議 案 第 4 号	浜田市手数料条例の一部を改正する条例について	産業建設委員会
議 案 第 5 号	浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	福祉環境委員会
議 案 第 6 号	浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議 案 第 7 号	浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議 案 第 8 号	浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議 案 第 9 号	財産の取得について（道の駅ゆうひパーク浜田）	産業建設委員会
議 案 第 10 号	小国辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総務文教委員会
議 案 第 11 号	令和4年度浜田市一般会計補正予算（第14号）	予算決算委員会
議 案 第 12 号	令和4年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議 案 第 13 号	令和4年度浜田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議 案 第 14 号	令和4年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	〃
議 案 第 15 号	令和4年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
議 案 第 16 号	令和4年度浜田市水道事業会計補正予算（第3号）	〃
議 案 第 17 号	令和4年度浜田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）	〃
議 案 第 18 号	令和4年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第4号）	〃

議案等番号	件名	付託先等
議案第19号	令和5年度浜田市一般会計予算	予算決算委員会
議案第20号	令和5年度浜田市国民健康保険特別会計予算	〃
議案第21号	令和5年度浜田市駐車場事業特別会計予算	〃
議案第22号	令和5年度浜田市農業集落排水事業特別会計予算	〃
議案第23号	令和5年度浜田市漁業集落排水事業特別会計予算	〃
議案第24号	令和5年度浜田市生活排水処理事業特別会計予算	〃
議案第25号	令和5年度浜田市後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第26号	令和5年度浜田市水道事業会計予算	〃
議案第27号	令和5年度浜田市工業用水道事業会計予算	〃
議案第28号	令和5年度浜田市公共下水道事業会計予算	〃
同意第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	総務文教委員会

市長報告事件（4件）

報告第1号	専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
報告第2号	専決処分の報告について（浜田漁港4号荷さばき所建設に伴う建築主体工事の変更契約）
報告第3号	専決処分の報告について（浜田漁港4号荷さばき所建設に伴う電気設備工事の変更契約）
報告第4号	専決処分の報告について（浜田漁港4号荷さばき所建設に伴う機械設備工事の変更契約）

請願（1件）

議案等番号	件名	付託先等
請願第6号	浜田市立原井幼稚園跡地払い下げに関する請願について	総務文教委員会

議会追加提出案件（1件）

発議等番号	件名
発議第 号	（議会運営委員会提案 提出予定日 3月17日） 浜田市議会個人情報の保護に関する条例の制定について

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
6	浜田市立原井幼稚園跡地 払い下げに関する請願に ついて	社会福祉法人浜田ひかり保育所 理事長 竹山 勝彦 浜田ひかり保育所新園舎建設準 備委員会 委員長 野藤 薫	岡本 正友	R4. 12. 15
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務文教委員会				

【請願の要旨】

浜田市立原井幼稚園跡地の払い下げについて(お願い)

【理由】

浜田ひかり保育所は、「一人ひとりの子どもの幸福と利益を考慮し、家庭や地域との連携を図り、共に育ちあうためのふさわしい保育の場を目指す」。を保育理念に掲げ、昭和 25 年 4 月 1 日開設し、昭和 40 年 1 月 19 日法人認可を得て現在まで数多くの子どもたちを小学校へと送り出しております。

以前より、園庭の狭さや幹線道路 9 号線に隣接している関係上、保護者による送迎時の接触事故が懸念される問題を抱えながらの経営をしてまいりました。

加えて、近年園舎の老朽化に伴う耐震問題や給食室の狭さによる職員の負担増が発生しており、その改善が喫緊の課題となっている状況です。

この老朽化耐震化と保育環境問題を解決すべく、平成 31 年 4 月新園舎新築検討委員会を立ち上げ、会計事務所と設計事務所を交えて 6 回の会合を重ねました。

その結果、現所在地での建て替えは、保育士と園児が同一目線の理想的平屋構造(延べ床 875 ㎡)は敷地面積不足があり、実現不能です。併せて、保育士たちが望む自園の園庭での運動会などは望むことはできません。更に前述の保護者による送迎時発生が懸念される車の接触事故を回避する方法の難しさを勘案すれば、新園舎新築検討委員会は現在地での建て替えを諦め、新たに広い用地を取得して、進入路の安全確保とのびのびとした園庭と広い遊戯室やランチルームを持ちオープンキッチン給食室を備えることにより、今以上に充実した食育教育が可能になると考えています。

そして、普段は保育の場や地域の方々との交流の場として、災害時には食育機能を活かした一時避難所としての提供を考えております。

特に、浜田市立原井幼稚園跡地周辺は旧市内であり、近隣に公民館等の施設が無い状況の中で、炊き出しもできる浜田ひかり保育所進出は又とない好機と捉えて頂きたいと存じます。

過日、同種の請願書を提出した折の回答(令和 2 年 11 月時点)は、現時点での跡地については白紙の状態であり、令和 5 年度には跡地についての方向性を示すことができる旨の回答をいただいております。

もしも、原井幼稚園跡地の払い下げを検討されておられれば、原井幼稚園は幼児教育の場であった所です。営利目的の不動産業者や宅地開発業者等への払い下げよりは保育園や老人保健施設など公共性の高い団体や社会福祉法人への払い下げを切に希望いたします。

浜田市市議会におかれましては、上記趣旨にご理解いただき、特段のご配慮をお願い申し上げます。

付帯書類 新園舎計画平面図

令和 5 年 3 月浜田市議会定例会議の会議予定について

			期間	日程案	会場	開始時間等
2月	17日	(金)		議会運営委員会	全員協議会室	10時～
				議会広報広聴委員会	全員協議会室	13時30分～
	18日	(土)				
	19日	(日)				
	20日	(月)				
	21日	(火)		一般質問説明用パネル提出締切		【締切】12時
	22日	(水)				
	23日	(木)				
	24日	(金)	1	開会 施政方針・教育方針 提案説明	議場	10時～
				全員協議会	議場	本会議終了後
				総務文教委員会	第1委員会室	全員協議会終了後
				福祉環境委員会	第2委員会室	全員協議会終了後
				産業建設委員会	第3委員会室	全員協議会終了後
	25日	(土)	2			
3月	26日	(日)	3			
	27日	(月)	4	委員会代表質問・個人一般質問	議場	10時～
	28日	(火)	5	個人一般質問	議場	10時～
	1日	(水)	6	個人一般質問	議場	10時～
				議会運営委員会	全員協議会室	個人一般質問終了後
	2日	(木)	7	個人一般質問	議場	10時～
	3日	(金)	8	議案質疑	議場	10時～
				協働のまちづくり推進特別委員会	全員協議会室	本会議終了後
	4日	(土)	9			
	5日	(日)	10			
	6日	(月)	11	総務文教委員会	全員協議会室	10時～
	7日	(火)	12	福祉環境委員会	全員協議会室	10時～
	8日	(水)	13	産業建設委員会	全員協議会室	10時～
	9日	(木)	14	休会		
	10日	(金)	15	予算決算委員会	議場	10時～
	11日	(土)	16			
	12日	(日)	17			
	13日	(月)	18	予算決算委員会	議場	10時～
	14日	(火)	19	予算決算委員会	議場	10時～
	15日	(水)	20	予算決算委員会（予備）	議場	10時～
				討論通告期限		【締切】17時
	16日	(木)	21	休会		
				対抗討論通告期限		【締切】13時
	17日	(金)	22	委員長報告 採決	議場	10時～
				全員協議会	議場	本会議終了後
				議会運営委員会	全員協議会室	全員協議会終了後

令和5年3月定例会議 予算決算委員会日程

資料1-6

		期間	日程案	予算決算委員会の日程
2月	7日	火	臨時会議・全員協議会	【全員協議会】冊子購入について通知
	8日	水		財政課と打合せ
	9日	木		
	10日	金	請願・陳情・意見書・決議提出期限【13時まで】	
	11日	土		
	12日	日		
	13日	月		
	14日	火	一般質問メール・FAX受付締切【11時まで】	
	15日	水	一般質問締切【11時まで】	冊子購入取りまとめ期限【12時まで】
	16日	木		
	17日	金	議会運営委員会 議会広報広聴委員会	資料配付・発言通告書配付(通告書様式はメールでも送付) ※データでの提出推奨
	18日	土		
	19日	日		
	20日	月		
	21日	火	一般質問説明用パネル提出締切【12時まで】	・予算決算委員会の流れについて庁内HP掲示板に掲載
	22日	水		
	23日	木		
	24日	金	1 開会 施政方針・教育方針・提案説明	※提案説明で予算の骨子、編成概要の説明を受ける ※全員協議会で、所管の部長から、主に新規・主要事業、及び重点事項に関する考え方等について、事業番号を挙げて説明を受ける(質疑は行わない)
	25日	土	2	
	26日	日	3	
	27日	月	4 本会議 一般質問	予算決算委員会 発言通告書提出締切【13時まで】 ※データでの提出推奨※
	28日	火	5 本会議 一般質問	
	1日	水	6 本会議 一般質問	
	2日	木	7 本会議 一般質問	
	3日	金	8 本会議 議案質疑	予算の議案質疑は提案説明を受けての骨子についての質疑
	4日	土	9	
	5日	日	10	
	6日	月	11 総務文教委員会	
	7日	火	12 福祉環境委員会	通告一覧をタブレットに配信(庁内HP掲示板の更新はこの日まで)
	8日	水	13 産業建設委員会	
	9日	木	14 休会	
3月	10日	金	15 予算決算委員会	【総務文教委員会所管】令和4年度補正予算審査・令和5年度予算審査
	11日	土	16	
	12日	日	17	
	13日	月	18 予算決算委員会	【福祉環境委員会所管】令和4年度補正予算審査・令和5年度予算審査
	14日	火	19 予算決算委員会	【産業建設委員会所管】令和4年度補正予算審査・令和5年度予算審査(審査が早く終了した場合は採決まで行う)
	15日	水	20 予算決算委員会(予備) 討論通告期限【17時まで】	日程繰り下げの場合、引き続き予算審査・採決 ※14日に採決まで終了した場合は休会
	16日	木	21 休会 対抗討論通告【13時まで】	
			採決	
	17日	金	22 全員協議会(本会議終了後) 議会運営委員会(全員協議会終了後)	
	18日	土		
	19日	日		

令和 5 年 3 月定例会議 予算決算委員会の流れ

質疑について	3 月定例会議における予算審査においては、 令和 4 年度補正予算及び令和 5 年度当初予算ともに事前通告制 発言通告書提出締切＝2 月 27 日（月）午後 1 時 通告書の提出締切後、正副委員長が審査日程、発言順を調整後、庁内 HP 掲示板に掲載
審査日程	総務文教、福祉環境、産業建設の各委員会所管の予算ごとに日程を分けて開催



本 会 議 等	提案説明 (2 月 24 日)	所管の部長が、令和 4 年度補正予算及び令和 5 年度当初予算の骨子、編成概要を説明
	全員協議会 (2 月 24 日)	所管の部長から、主に新規・主要事業、及び重点事項に関する考え方について、事業番号等を挙げて補足説明を受ける（*質疑は行わない） 説明は、まず歳入について行い、次に歳出について会計ごとの事業番号順に行う *各委員会の所管事務調査において、予算概要説明は行わない
	議案質疑 (3 月 3 日)	市長等に、令和 4 年度補正予算及び令和 5 年度当初予算の基本的な編成方針等について質疑があれば行う
	委員会付託 (3 月 3 日)	予算決算委員会に、令和 4 年度補正予算議案・令和 5 年度当初予算議案を付託



予 算 決 算 委 員 会	※審査日程（予定）	
	・ 3 月 10 日（金）午前 10 時～ 議案審査（総務文教委員会関係 R4 補正・R5 当初） ・ 3 月 13 日（月）午前 10 時～ 議案審査（福祉環境委員会関係 R4 補正・R5 当初） ・ 3 月 14 日（火）午前 10 時～ 議案審査（産業建設委員会関係 R4 補正・R5 当初） ・ 3 月 15 日（水）午前 10 時～ 日程繰り下げの場合引き続き議案審査・採決 ※ 審査状況によっては、3 月 14 日に採決まで行い、3 月 15 日は休会となる場合も ※ 当初予算は最初に歳入全般から審査を行う	
	※審査の方法等	
	1 執行部からの補足説明 本会議（提案説明）及び全員協議会（所管部長による補足説明）で既に説明を受けているため、<u>再度補足が必要な場合のみ</u>、質疑の前段で所管の部長が説明を行う 2 審査の順番 各委員会ごとの令和 4 年度補正予算審査を行い、その後に令和 5 年度当初予算審査を一般会計、特別会計、公営企業会計と発言通告のあった事業番号順に審査を行う 3 質疑の方法 発言通告のあった事業番号ごとの一問一答方式 ・ 事業番号ごとの議席番号の若い順に委員長が発言を許可する ・ 回数制限はしないが、委員長判断で議事整理を行うことがある	



本 会 議	委員長報告 (3 月 17 日)	委員会での審査の経過や結果を委員長が登壇して報告
	委員長報告に対する質疑	省略はしないが、原則行わない（議長を除く全議員が委員であるため）
	討 論	通告に従い、賛否の意見を交互に述べる
	表 決	各議案についての採決
	散 会	議長の散会宣言で定例会議終了

令和5年3月定例会議 予算決算委員会留意事項



審査は、**委員会所管の予算ごとに日程を分けて行う**

★審査日程（現段階での予定であり、日程の繰下げ等の場合あり）

3月10日（金）	10時～	総務文教委員会関係の審査
3月13日（月）	10時～	福祉環境委員会関係の審査
3月14日（火）	10時～	産業建設委員会関係の審査
3月15日（水）	10時～	日程繰下げの場合引き続き予算審査・採決

※補正予算・一般会計当初予算・特別会計については所管委員会ごとに行う



令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算ともに、質疑を希望する場合は**事前に発言通告書の提出が必要（事前通告制）**

★発言通告書（別添）に記入のうえ、事務局まで提出

発言通告書提出×切 ⇒ 2月27日（月）午後1時

★審査当日の発言順は、事業番号ごとの議席番号の若い順に調整



質疑は事業番号ごとの一問一答方式で行うため以下の点に留意

★質疑における留意事項

- ① 質疑は簡潔明瞭に
- ② 予算説明資料を熟読し、既に記載してある事項については質疑を控える
※主要事業については、平成26年度から「新規事業等実施に伴う説明シート」を導入し、詳しく内容が記載されている
- ③ 議題の範囲を超えた質疑、賛否についての自己の意見や要望の陳述は控える



「質疑」とは

現に審議の対象となっている議題について、賛否または修正等の判断が可能となるよう、提案者に疑義や不明確な点について説明等を求め、質すためのもの

賛否について自己の意見や要望を述べることはできない

通告期限
 2月27日（月）午後1時

<<記載例>>
 NO.

令和 5 年 月 日
 時 分 受領

疑 言 通 告 書

出は「予算説明資料の整理番号と質疑要旨」を
 は「起債の区分」を記入。

番号
 令和5年度当初予算

【歳入】

P19 一般会計予算
 22-(3) 過疎-辺地対策事業…増額の理由

【歳出】（整理番号と質疑要旨を記入）

○総務文教委員会関係

131 防犯カメラ設置状況、その効果は
 663 対象児童数と事業費の近年の傾向

○福祉環境委員会関係

174 不妊治療の拡充内容
 291 過年度の就学実態及び地元就職実績

○産業建設委員会関係

458 想定される事業効果は
 513 負担金以外の予算の用途について

農集 アドバイザリー業務の内容
 (漁集への関与の有無)

上水 P9-業務委託、改良事業管路更新につい
 て、旧簡易水道へ対応しているのか

記入の方

質疑項目

一
般
会
計

・ 歳入、歳出、担当委員会別に記載

・ 当初予算説明資料の整理番号と質問
 の概要を記入

・ 補正予算説明資料の事業番号と質問
 の概要を記入

・ 整理番号がない場合、資料名とペー
 ジ、通告内容及び質疑の要旨を記載

○福祉環境委員会関係

事業の何について、どの数字につい
 て知りたいのかを、ポイントを押さえ
 て具体的に記入
 複数課・支所にわたる事業は、項目
 を明確に！

○産業建設委員会関係

特別会計
 会計名、
 整理番号を
 記入

企業会計
 会計名、項
 目、整理番号
 を記入

企業会計
 会計名、項目
 、整理番号を
 記入

令和 5 年 月 日

番 氏名

浜田市議会議長 笹 田 卓 様

通告期限
 2月27日（月）午後1時

NO.

令和 5 年 月 日
 時 分 受領

予 算 決 算 委 員 会 質 疑 発 言 通 告 書				
記入の方法	歳入 は「科目名(款・項)と質疑要旨」を、 歳出 は「予算説明資料の整理番号と質疑要旨」を記入。債務負担行為は「事項名」を、地方債は「起債の区分」を記入。			
会計	番号	令和 4 年度補正予算	番号	令和 5 年度当初予算
一 般 会 計	【歳入】		【歳入】	
	【歳出】(事業番号と質疑要旨を記入) ○総務文教委員会関係		【歳出】(整理番号と質疑要旨を記入) ○総務文教委員会関係	
	○福祉環境委員会関係		○福祉環境委員会関係	
	○産業建設委員会関係		○産業建設委員会関係	
	番号	令和 4 年度補正予算	番号	令和 5 年度当初予算
特別会計 会計名・整理番号を記入				
企業会計 会計名・項目・整理番号を記入				
企業会計 会計名・項目・整理番号を記入				
令和 5 年 月 日				
番 氏名				
浜田市議会議長 笹 田 卓 様				

予算審査の参考資料

1. 予算議決権について



地方自治法第96条第1項第2号において、「予算を定めること」は議会の議決事項であり、重要な議会の権限とされています。

予算を伴わない行政執行はほとんどないといえることから、予算議決権は議会にとって、執行機関の行政執行を拘束し、監視するために有効であり、条例制定権と並ぶ重要な権限です。

2. 一般の予算の内容について

一般の予算（公営企業会計でないもの）は、次の7つの事項からなっています。（自治法215条）

①歳入歳出予算（自治法216条）

一会計年度における一切の収支の見積もり・計画。

※歳入予算はその見積もり額を超えて収入できるが、歳出予算は見積もり額を超えて支出することはできない。

※歳出と歳入は原則として同額でなくてはならない。

★歳入歳出予算の分類

⇒一番大きな区分を款（かん）とし、款の中を項（こう）に、さらに目（もく）、節（せつ）に細分類

款と項は議決の対象 **＝議決科目（予算書に記載）**

目と節は議決の対象外 **＝執行科目（附属資料に記載）**

②継続費（自治法212条）

大規模な工事等で二年度年以上にわたって支出をする必要がある場合、あらかじめその経費の総額と年割額（各年度ごとの支出限度額）を事業ごとに定めておくことができる。総額での契約が可能。

※④の債務負担行為で同様の機能を果たせることから、実際にはほとんど利用されていない。

③繰越明許費（自治法 213 条）

事情により年度内に支出が終わらない見込みのある事業について、あらかじめ翌年度に繰り越して使う支出限度額を定めておくことができる。

※年度途中の事情変更によるものなので、通常は補正予算で提案される。

※必要な財源もあわせて繰り越す。

④債務負担行為（自治法 214 条）



翌年度以降の支出を伴う行為を行うため、あらかじめ債務負担の限度額を事項ごとに期間を限定して定めておく制度。

※将来の歳出予算に計上する義務が生ずることから、慎重な運用が必要。

※長期継続契約（自治法 234 条の 3）は、債務負担行為の例外。歳出予算の有無を契約の解除（変更）条件とする。

⑤地方債（自治法 230 条）

自治体は地方債を発行できるが、あらかじめ起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還方法を予算で定めておかなければならない。

※地方債は歳入の不足を補うものであるため、歳入予算にも計上する。

⑥一時借入金（自治法 235 条の 3）

年度内の歳出の一時的な資金不足を補うための借入金。

※歳入歳出の過不足ではないため、歳入予算には計上せず、予算でその借入れの最高額だけを定める。

※その年度の歳入をもって償還しなければならない。

⑦歳出予算の各項の経費の金額の流用（自治法 220 条 2）

歳出予算の区分のうち款と項は議決科目のため相互の流用はできないが、あらかじめ予算で定める事項に関しては例外として同一款内の各項間での流用が認められる。

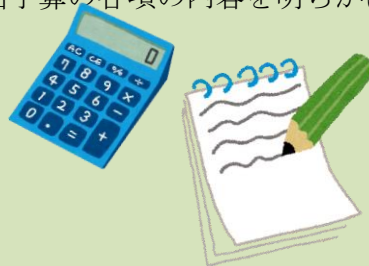
※項の内訳である目、目の内訳である節は、執行科目であり、議決を要しないので同一項内での流用が可能

3. 予算に関する説明書について

首長が予算を議会に提出するときには、政令（自治令 144 条）で定める「予算に関する説明書」を併せて提出しなければならない、様式についても省令（自治則 15 条の 2）で定めるものを基準とすることになっています。

予算に関する説明書（自治令 144 条）

- ①歳入歳出予算事項別明細書（歳入歳出予算の各項の内容を明らかにしたもの）
- ②給与費明細書
- ③継続費に関する調書
- ④債務負担行為に関する調書
- ⑤地方債に関する調書
- ⑥その他予算の内容を明らかにするため必要な書類



4. 浜田市議会の予算審査の流れ

予算の提出権、提案権は市長専属



5. 議会による予算審査

予算は、直接住民の生活を左右し、その福祉のいかんを決するものであるため、議会はいくまでも住民全体の福祉を念頭におき、1つの施策だけに目を向けるのではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平な審議を行うことが必要です。



予算審査の着眼点

- ①基本構想、首長のマニフェスト、予算編成の基本方針との整合性がとれているか
 - ・後年度への影響も考え、長期的な観点にたって是非を判断
- ②議会の決算審議、事務事業評価で指摘した事項は取り入れられているか
- ③代表質問、一般質問、採択した請願、陳情は取り入れられているか
 - ・ただし、それらを取り入れたことで他の行政が犠牲になることのないよう、調和と均衡の取れた予算となっているかに留意
- ④行政改革の視点はあるか、あるいはサービス低下につながらないか
 - ・歳出歳入の時系列的変化、単独事業、補助事業の確認、**新規事業、廃止事業の動向**、行政の効率化、能率化が図られているか 等に着目
 - ・**最少の経費で最大の効果をあげるよう留意**されているか
- ⑤人件費、物件費についての抑制策は取られているか
- ⑥歳入に過大見積りまたは過少見積りはないか
- ⑦不要不急の歳出予算が計上されていないか
- ⑧地域的に不均衡なものはないか
- ⑨起債が過大で将来の財政負担に不安を残すことはないか など

参考図書：「図解 よくわかる自治体予算のしくみ」 定野司著 （学陽書房）
「図解 地方議会改革 実践のポイント100」 江藤俊昭著（学陽書房）
「議員必携」 全国町村議会議長会編 （学陽書房）
「議会人が知っておきたい危機管理術」 大塚康男著 （ぎょうせい）

令和 5 年 3 月浜田市議会定例会議 陳情付託先等案について

(陳情受付件数 6 件)

○総務文教委員会 4 件、福祉環境委員会 0 件、産業建設委員会 2 件、
議会運営委員会 0 件 計 6 件

○委員会へ付託せず、議員配付とする陳情（陳情書取扱基準該当） 0 件

陳情 番号	件 名	付託先等案 (取扱基準該当番号)
73	三桜酒造跡地の買い取りへの反対を求める陳情について	産業建設委員会
74	人口減少について	総務文教委員会
75	企業誘致について	産業建設委員会
76	処分に係る明文化について	総務文教委員会
77	選挙人名簿の閲覧及び写しについて	総務文教委員会
78	まちづくりセンターについて	総務文教委員会

重要案件の意見交換会の案件見直しについて

1 見直しの理由について

- 議会基本条例第 22 条に市政に関する重要な案件について議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うために重要案件の意見交換会の開催が規定されている。
- 上記条例に基づき重要案件の意見交換会実施要領で 9 項目の案件が定められている。案件の見直しを毎年 3 月に行うことに伴う見直し。

2 案件の追加及び削除の手続きについて

- 案件について、委員会等の申し出に基づき議会運営委員会で協議の上、追加及び削除を行う。

3 見直しの流れについて

- (1) 議会運営委員会は、各委員会等へ案件提出依頼を行う。
- (2) 各委員会で案件を協議し、3 月 10 日までに議会運営委員会へ回答する。
- (3) 議会運営委員会は、3 月 17 日の議会運営委員会で提出された案件について協議する。
- (4) 議会運営委員会での協議結果を基に重要案件の意見交換会実施要領の改正を行う。

4 協議事項等

- ☐ 依頼先委員会（総務文教委員会、福祉環境委員会、産業建設委員会）
- ☐ 案件の提出件数（2～3 件） ※現在の案件の継続も可能
- ☐ 提出期限（3 月 10 日）

【参考 現在の案件】

(1) 歴史文化保存展示施設について	(2) まちづくり施策について
(3) 公共交通再編について	(4) 子育て支援について
(5) 健康寿命の延伸について	(6) 環境問題について
(7) 漁港エリア活性化について	(8) 農業問題について
(9) 商業エリア活性化について	

※(1)～(3)…総務文教委員会提出案件

(4)～(6)…福祉環境委員会提出案件

(7)～(9)…産業建設委員会提出案件

令和 5 年 月 日

総務文教委員会 委員長 永 見 利 久 様
福祉環境委員会 委員長 小 川 稔 宏 様
産業建設委員会 委員長 川 上 幾 雄 様

議会運営委員会
委員長 布 施 賢 司

重要案件の意見交換会の案件の提出について

このことについて、令和 5 年 2 月 17 日の議会運営委員会において浜田市議会基本条例第 22 条に規定されている標記意見交換会の案件について見直すことを決定しました。

つきましては、下記をご確認の上、3 月 10 日までにご回答をお願いします。

なお、提出された案件は、重要案件の意見交換会実施要領の規定に基づき、議会運営委員会で協議の上、決定することを申し添えます。

記

- 1 提出案件数 2～3 件
- 2 提出案件の制限 特になし（現在の案件を継続することも可能です。）

以上

県内8市傍聴規則比較

条	項目	浜田	松江	出雲	益田	大田	安来	江津	雲南
2	定員	55人	-	60人(補助席+10人)	-	64人	-	48人	-
3	手続	住所・氏名・年齢	住所・氏名	住所・氏名・年齢	-	住所・氏名・年齢	住所・氏名	住所・氏名	住所・氏名・年齢
	受付	1時間前から	-	会議の当日	-	-	-	-	会議の当日
4	議場入場禁止	有	有	有	-	有	有	有	有
5	入場制限	銃器その他危険なもの	凶器その他の人に危害を加えるおそれのあるもの	銃器、棒その他危険なもの	凶器その他他人に危害を及ぼし、又は議場の秩序を乱すような物件	銃器その他危険なもの	銃器、刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるもの	銃器その他危険なもの	銃器、棒その他危険なもの
		酒気帯び	酒気帯び	酒気帯び	-	酒気帯び	酒気帯び	酒気帯び	酒気帯び
		異様な服装	-	異様な服装	-	異様な服装	-	異様な服装	異様な服装
		張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類	張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、拡声器	張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類	-	はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類	張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類	張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類	張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類
		笛、ラッパ、太鼓その他楽器	-	笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類	-	笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類	拡声器、楽器の類	笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類	笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類
	小学生以下	議長の許可	-	議長の許可	-	-	-	児童及び乳幼児 議長の許可	児童及び乳幼児 議長の許可
6	遵守事項	拍手、可否の表明	拍手、可否の表明	拍手、可否の表明	賛否の表明、拍手	拍手、賛否の表明	拍手、可否の表明	拍手、可否の表明	拍手、可否の表明
		談論、放歌、高笑	-	談論、放歌、高笑	私語、談笑	談論、放歌、高笑	談論、放歌、高笑	談論、放歌、高笑	談論、放歌、高笑
		はち巻、腕章の類	示威的行為	はち巻、腕章、たすき、ゼッケンの類	-	はち巻き、腕章の類	はち巻き、腕章の類	はち巻き、腕章の類	はち巻、腕章、たすき、ゼッケンの類
		帽子、外とう、えり巻	帽子	帽子、外とう、えり巻	帽子	帽子、外とう、えり巻	-	帽子、外とう、えり巻	帽子、外とう、えり巻
		飲食、喫煙	飲食、喫煙	飲食、喫煙	-	飲食、喫煙	飲食、喫煙	飲食、喫煙	飲食、喫煙
		不必要な離席、不体裁な行為	みだりな離席	みだりな離席、不体裁な行為	-	みだりな離席、不体裁な行為	みだりな離席、不体裁な行為	みだりな離席、不体裁な行為	みだりな離席、不体裁な行為
		携帯電話その他の情報通信に関する機器の使用	携帯電話等の音声を発する機器、発光装置を用いた写真及び動画の撮影	-	-	携帯電話等通信機器の電源を切ること	携帯電話等を使用しないこと	-	ポケットベル、携帯電話等を使用しないこと
	浜田にない事項		他人の迷惑となる行為		議事を妨害するような行為				
7	撮影禁止	原則可能	原則可能	議長の許可	-	議長の許可	議長の許可	議長の許可	議長の許可
8	退場	秘密会を開く議決があったとき	秘密会を開く議決があったとき	秘密会を開く議決があったとき	傍聴を禁じられたとき、退場を命じられたとき	秘密会を開く議決があったとき	秘密会を開く議決があったとき	秘密会を開く議決があったとき	秘密会を開く議決があったとき
9	係員指示	有	有	有	-	有	有	有	有
10	違反措置	退場可	退場可	退場可	-	退場可	退場可	退場可	退場可

各種委員会等の開催状況報告について

【議会申し合わせ事項（該当部分抜粋）】 その他_第3章_全員協議会

8 議長は、少なくとも年1回議長会の状況報告を行う。

9 一部事務組合、浜田市都市計画審議会、浜田市土地開発公社の代表者は、会議の開催状況、概要等について、毎年1回文書又は口頭で状況報告を行うこととする。

【報告者（過去事例）】

- （浜田地区広域行政組合議会）広域行政組合の議長
- （その他）年長議員 に人選を依頼している。

委員会等名称 (報告者)	選出議員 (令和3年11月選出後)	(参考)年度報告者 (令和4年3月報告)
浜田地区広域行政組合議会 (組合議長報告)	大谷議員、足立議員、柳楽議員 串崎議員、芦谷議員、 <u>牛尾議員</u>	牛尾議員
浜田市都市計画審議会 (年長議員報告)	沖田議員、川上議員、串崎議員、 布施議員、岡本議員、 <u>永見議員</u> 川神副議長	永見議員
浜田市土地開発公社 (年長議員が報告者を調整)	肥後議員、上野議員、岡本議員、 田畑議員、 <u>牛尾議員</u>	牛尾議員

状況報告日：令和5年3月17日（金）全員協議会（本会議終了後）

※事務局への報告書の提出は、
3月14日（火）（※全員協議会開催3日前）までをお願いします。

議会傍聴者へのアンケート結果(令和4年12月浜田市議会定例会議分)

	No	受付日	年齢	住まい	1.傍聴回数	2. 傍聴目的	3.議員の発言内容の理解		4.答弁者(執行部)の発言内容の理解		5.傍聴して気づいた点	6.市議会全般への意見
						該当するものを選択	該当を選択	理由	該当を選択	理由		
R4. 12月 定例会議	23	12月2日	50代	市内(金城地域)	1~2回	今回の議案や質問内容に関心がある	だいたいわかった		だいたいわかった		特になし	特になし
	24	12月2日	50代	市内(浜田地域)	1~2回	今回の議案や質問内容に関心がある	よくわかった			現状と少し違う発言があると感じた		
	25	12月2日	60代	市内(浜田地域)	今回初めて	今回の議案や質問内容に関心がある	よくわかった		よくわかった			
	26	12月6日	20歳未満	市内(浜田地域)	今回初めて	インターンシップの一環	だいたいわかった		だいたいわかった		一人で議論をつくるのは大変と思った	議員が何をしているのかわからない